

吹田市立教育・保育施設条例等の一部改正の骨子案

1 概 要

吹田市立教育・保育施設条例は、吹田市立の教育・保育施設の設置等に関し必要な事項を定め、吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則は、吹田市立の幼保連携型認定こども園の管理運営に関し必要な事項を定めています。

認定こども園岸部第一幼稚園及びことぶき保育園については、施設の老朽化等の課題に対応し、教育・保育環境の改善、利用者の利便性の向上及び施設の効率的な運営を図ることを目的として、令和 10 年度に幼保連携型認定こども園として統合する方針を決定しています。統合後の幼保連携型認定こども園の施設については、市営岸部中（北）住宅跡地での建設に向け、設計や用地の整備を進めています。

以上のことから、新施設の設置等のために必要な同条例の一部改正、学級数等を定めるために必要な同規則の一部改正をそれぞれ行うものです。

2 改正内容

(1) 吹田市立教育・保育施設条例

認定こども園岸部第一幼稚園及びことぶき保育園に係る規定を削除するとともに、「岸部ことぶきこども園」を施設名称とする幼保連携型認定こども園を設置することとし、その位置を「吹田市岸部中 2 丁目 421 番 1」（※）と定めます。

また、「岸部ことぶきこども園」の定員を 121 人とします。

※ 岸部ことぶきこども園の位置の住居表示は未定であるため、地番で定めます。

(2) 吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則

「岸部ことぶきこども園」の学級数は 3 とし、3 歳児の定員は 24 人、4 歳児及び 5 歳児の定員はそれぞれ 29 人とします。

3 施行予定日

令和 10 年（2028 年）9 月 1 日